

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく 相談活動等の実施状況について（令和3年度）

1 障害を理由とする差別等を解消するための支援体制

(1) 相談員の配置

県及び市町村では、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（以下「沖縄県共生社会条例」）や障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別等を解消するための相談体制を整備し、双方が連携、協力して差別等の解消に取り組んでいます。

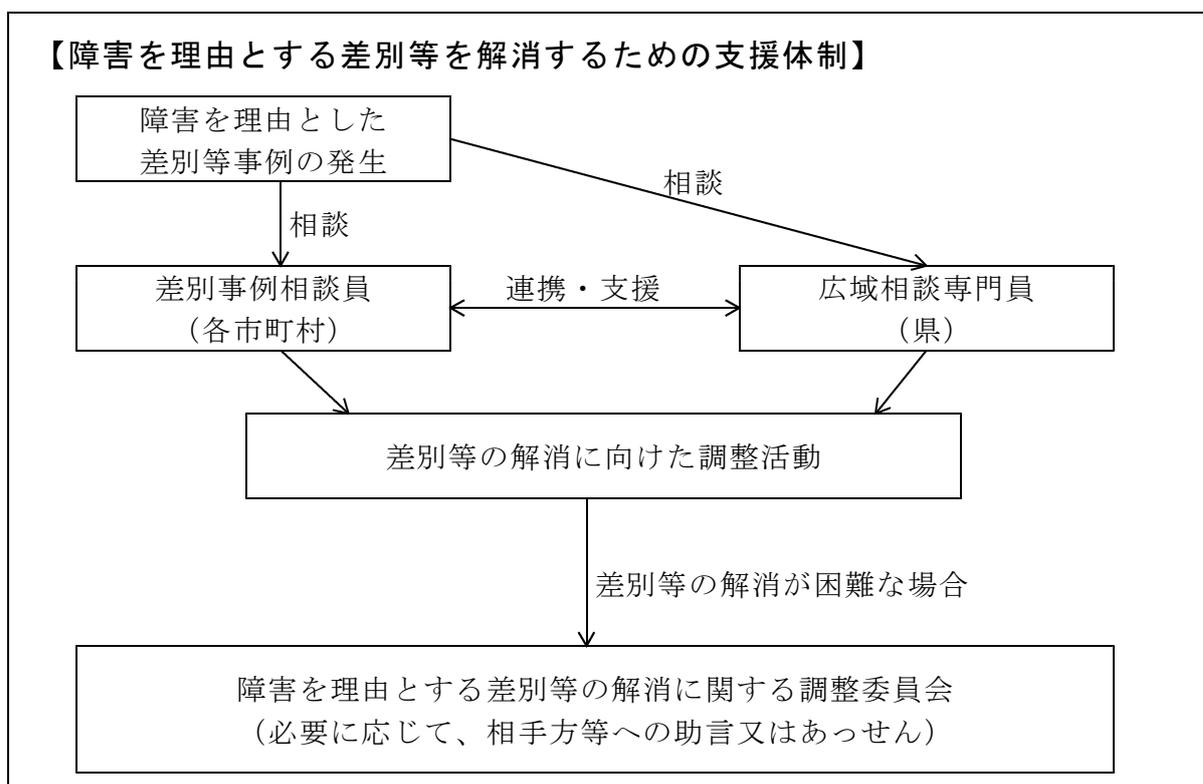
市町村では、差別等に関する相談業務を行う相談員（以下、差別事例相談員）が配置されており、県では、広域相談専門員を配置し、差別事例相談員を対象とした研修の開催、具体的相談事例における技術的支援等を行っています。

また、広域相談専門員に直接寄せられる相談については、市町村と連携しながら調整活動を行い、差別等の解消を図っています。

(2) 調整委員会による差別等の解消

差別事例相談員及び広域相談専門員による調整活動で差別等の解消が困難な場合には、障害のある人やその家族等は、知事に対し、差別等の解消を図るための助言又はあっせんを求めることができます。

助言又はあっせんの求めを受けた場合には、障害のある人やその家族、学識経験者等から構成される「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会」で必要な調査、審議を行い、必要に応じて、差別等の相手方などへの助言又はあっせんを行うことで差別等の解消を図る体制を整備しています。



2 相談活動の実施状況

(1) 相談員数

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
県 (広域相談専門員)	3人	2人	3人	3人	2人
市町村 (差別事例相談員)	118人	163人	171人	157人	160人

※ 各年度末現在の相談員数（直営、委託を含む）

(2) 相談者数

ア 相談者数の推移

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間の相談者は、県と市町村の合計で82人となっています。これらの相談に対する電話、面談等の延べ対応回数は255回となっており、1相談者当たり約3.1回の対応となっています。

相談者数の推移（カッコ内は延べ対応回数）

【人(回)】

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
県	50(530)	54(492)	99(594)	54(215)	40(111)
市町村	43(132)	50(178)	45(206)	31(84)	42(144)
計	93(662)	104(670)	144(800)	85(299)	82(255)

イ 類型別相談者数

相談者を類型別にみると、障害を理由とする差別又は不利益に関する相談が10人、合理的配慮に関する相談が22人、つらい事・嫌な事に関する相談が35人、その他の意見、要望、苦情等が15人となっています。

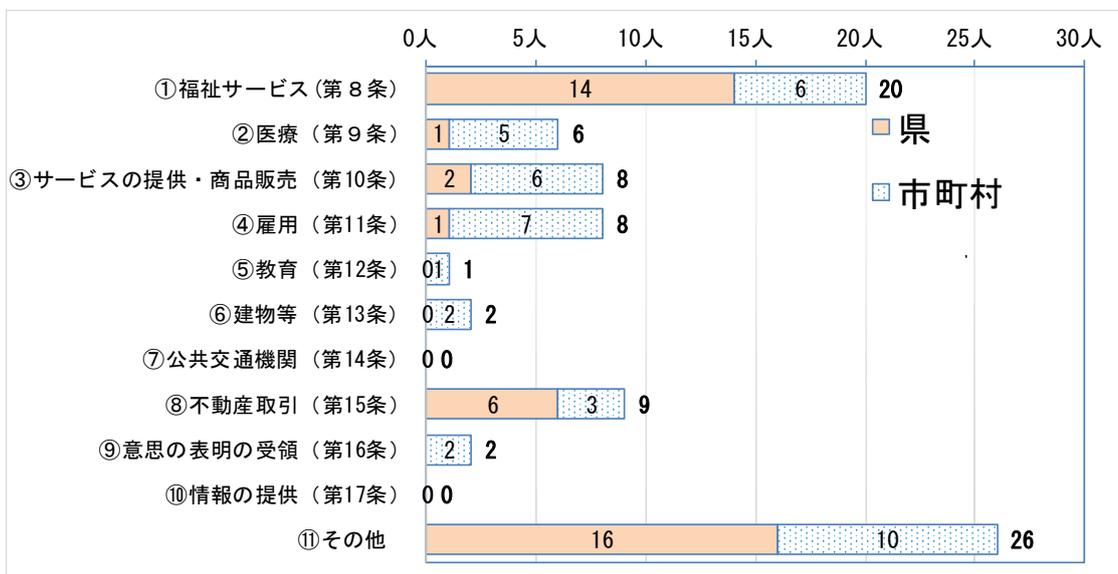
類型別相談者数

区分	差別又は 不利益	合理的配慮	つらい事 嫌な事	その他 (意見・要望・ 苦情等)	計
県	5人	6人	22人	7人	40人
市町村	5人	16人	13人	8人	42人
計	10人	22人	35人	15人	82人

ウ 分野別相談者数

相談者を分野別にみると、「福祉サービス」に関する相談が20人と最も多く、続いて「不動産取引」が9人、「サービスの提供・商品販売」及び「雇用」が8人、「医療」が6人、「建物等」及び「意思の表明の受領」が2人、「教育」が1人の順となっています。

「その他」は、条例に規定する分野に振り分けられない相談となっています。



エ 主な対応方法

相談の主な対応方法としては、「紹介・伝達」が28人と最も多く、続いて「調査・調整」が21人、「傾聴」が18人の順となっています。

「対応継続中」は、年度をまたいで引き続き対応中の相談となっています。

主な対応方法

区分	助言	紹介・伝達	調査・調整	傾聴	その他	対応継続中	計
県	0人	21人	2人	12人	4人	1人	40人
市町村	5人	7人	19人	6人	0人	5人	42人
計	5人	28人	21人	18人	4人	6人	82人

※ 各対応方法の内容については、以下のとおり。

助 言： 相談者への助言や情報提供により終結したもの。

紹介・伝達： 他の相談窓口や専門機関への紹介、又はそれら関係機関への伝達により終結したもの。

調査・調整： 相手方への調査、調整を実施し、相手方へ助言・伝達又は相手方の改善策等の実施により終結したもの。

傾 聴： 相談者が相手方への調査、調整を望まない場合や県、市町村への意見など、傾聴のみで終結したもの。

そ の 他： 上記以外の方法により終結したもの。

3 相談事例

事例 1

分野	不動産の取引（第15条）	類型	合理的配慮
主訴	<p>盲導犬ユーザーからの相談。部屋探しのため、不動産会社に何件か電話をしたが、オーナーからペット不可と言われ入居を拒否された。また盲導犬はペットではない。合理的配慮をお願いしたい。</p>		
対応 ・ 結果	<p>相談員が各不動産会社に電話をして状況を確認。</p> <p>不動産会社の話では、オーナーがペットは10キロ未満の小型犬のみと言っているとのことであった。</p> <p>このため相談員から、身体障害者補助犬法上、盲導犬はペットではないことを説明した。また沖縄県共生社会条例や障害者差別解消法上、障害があることを理由に入居を拒否し、必要な調整をしないことは差別にあたることを説明するとともに、同条例や補助犬のパンフレットを不動産会社に郵送し理解を深めて頂くこととした。</p>		

事例 2

分野	福祉サービス（第8条）	類型	合理的配慮
主訴	<p>発達障害をもつ子の母親からの相談。子どもに呼吸器の疾患があり、風邪を引くと気管支喘息になりやすい。そのため、風邪を引いたときは気管支を開くテープを貼っている。</p> <p>先日、子どもが通う保育園から「誤飲防止のため、気管支を開くテープを貼っていたら剥がします」と書かれたお便りが届いた。子どものことが心配で登園させることができない。</p> <p>入園する時の規約には「慢性の病気で投薬が必要な方は相談していただければ個別に対応する」と記載があったので、合理的配慮をお願いしたい。</p>		
対応 ・ 結果	<p>相談員から園に状況を確認した。</p> <p>ここ最近、気管支を開くテープを貼って登園する園児が急に増えた。このように書いたのは、以前落としたテープを誤飲した園児がいたためである。このテープは登園前に剥がしても24時間は効果が続くものである。お便りに書いたことは、個人に向けてではなく園全体を考えてのことだった。</p> <p>この件については、園と母親とで既に電話でお話しをされたとのこと。園からは、言葉が足りなかったことを母親にお詫びし、テープを貼ることにしては配慮するとのことであった。</p>		

事例 3

分野	建築物等（第13条）	類型	合理的配慮
主訴	<p>新型コロナに対する予防接種会場にて、車イス専用の駐車場に止めようとしたところ、係員から止めないように言われた。身体障害者手帳の提示も行い、長距離の歩行が辛いことも伝えたが、車イス利用者ではないという理由で車イス専用駐車場への駐車を断られた。もっと柔軟な対応をしてほしい。</p>		
対応 ・ 結果	<p>相談者の話を傾聴し、今後必ずしも車イスが必要ではないが、長距離を歩くことが難しい方等に対して、予防接種の間だけでも、優先駐車場スペースを入口近くに、確保できないかどうか提案してみることを相談者に話し、新型コロナ予防接種班の方にもこの旨を話しをして、対応をお願いした。相談者は対応に納得したため終結となった。</p>		

事例 4

分野	医療（第9条）	類型	合理的配慮
主訴	<p>精神障害のある方からの相談。不安感から、支払いや忘れ物に関する確認行為を繰り返してしまい、相手に迷惑だとわかっていても止められない。以前利用していた歯科医院ではこれ以上対応できないと受診拒否され、それ以降歯科検診を受けられずにいる。</p>		
対応 ・ 結果	<p>相談員は、保健所作成の「歯科受診サポート票」を相談者と共に作成した。受診を希望している別の歯科医院に、電話にて受診を希望していることと事情を話し、合理的配慮のお願いをした。その後、歯科受診サポート票を利用し無事に受診できたと相談者から報告があったため、終結とした。</p>		

事例 5

分野	医療（第9条）	類型	合理的配慮
主訴	<p>聴覚障害のある方からの相談。新型コロナワクチンの接種会場にて、書類に電話番号の記載を求められた。聴覚障害のため電話には出られないと説明したが理解が得られず困っている。 （設置手話通訳者にて対応）</p>		
対応 ・ 結果	<p>相談員は、接種会場担当者と調整をした。相談者は設置手話通訳者の対応が無いと電話での通話ができない旨を伝え、書類には補足メモをすることで了解を得た。聴覚障害者用のコミュニケーションボードが接種会場で活用されていない状況も判明したため、職員間での周知と利用を改めて依頼した。その後ワクチン接種は滞りなく完了し、終結となった。</p>		

4 普及・啓発活動の実施

県では、心のバリアフリー推進に関する一連の事業を「ココロつながるプロジェクト」として実施し、障害のある人に対する理解促進を図るため特設サイトの設置や、沖縄県ちゅらパーキング（障害者等用駐車区画）利用証制度の普及啓発に係る取組みを行いました。

(1) 特設サイトの開設



(2) 沖縄県ちゅらパーキング（障害者等用駐車区画）利用証制度の普及啓発

ポスター

チラシ

テレビCM



普及啓発動画の作成



【特設サイトURL】

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/keikaku/parkingpermi t/churaparking.html>

